

別添6(公社債券等を質物とする場合)

社内預金保全のための質権設定に関する約定書

印紙

昭和 年 月 日

会 社(甲)住 所

氏名又は名称 ⑩

証券会社(乙)住 所

名 称 ⑩

労働者(丙)別冊労働者名簿記載の
各労働者

代 理 人(丁)住 所

氏 名 ⑩

甲と丙との間における貯蓄金管理に関する協定に基づき、甲が丙に対し負担する貯蓄金の元金の払戻債務の履行を確保するため、賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)第3条に規定する保全措置として、甲が所有する<公社債券
公社債投資信託受益証券>の上
に、甲が丙を質権者として質権の設定を行うにつき、甲、乙、丙及び丁は、下記の条項を
締約する。

記

第1条 丙は、次の事項につき丁に委任し、丁が丙を代理して行うことを認める。

- (1) 丙が甲に対して有する貯蓄金の元金の払戻請求権の保全のために行う質権設定契約の締結
- (2) 本約定書正本の保管
- (3) 質権の目的である別冊<債 券
受益証券>明細書に記載されている<債 券
受益証券>(以下
<「債 券」
「受益証券」>という。)の第2条第2項に基づく乙への保護預けによる保管
- (4) 第3条第1項に基づく、乗換え又は差換えに関する同意並びにこれらの場合<債 券
受益証券>の甲への返還及び新たに質権の目的となる<債 券
受益証券>の甲からの受入れ

- (5) 質権実行の手続(金銭の受領を含む。)
 - (6) 前号のうち、第8条に係る事項の乙への再委任
 - (7) 復代理人の選任
 - (8) 前各号に付帯するいつさいの行為
- 2 代理人に変更があつたときは、甲及び新・旧代理人(丁)は、連署の上、乙所定の書面により遅滞なくその旨を乙に届出ることとする。
- 第2条 甲は、甲が丙に対して負担する貯蓄金の元金の払戻債務の根担保として、それぞれ別冊労働者名簿の担保極度額の欄に記載された預金残額を限度として、<債券>の上、丙を質権者とする質権を設定し、丁に当該<債券>を差し入れることとする。
- 2 丁は、前項及び次条第1項により引渡しを受けた<債券>をすみやかに乙に保護預けすることとする。
- 第3条 甲は、債券の償還期日が第12条第1項の期間内に到来するときは、丁の同意を得て、当該債券を、これと同等と認められる他の債券に乗り換え、当該乗換えにより取得した債券を引続き前条の規定による質権の目的とすることができることとする。<債券>をこれと同等と認められる他の<債券>と差し換える場合についても同様とすることとする。
- 2 債券が割引債券であるときは、前項の乗換えによつて生じた割引料には本約定による質権の効力は及ばないこととする。
- 3 <債券が利付債券である場合にはその付属利札>の中に第12条第1項の期間内に<受益証券の付属収益金交付票>
<利渡期日>が到来するものがあるときは、当該<付属利札 付属収益金交付票>には質権の効力は及ばないこととする。
- 第4条 丁は、本約定による質権の目的物を転質することができないこととする。
- 第5条 第2条の質権は、甲が次のいずれかに該当したときのみ実行することができることとする。
- (1) 支払の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあつたとき。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 貸金の支払の確保等に関する法律施行令(昭和51年政令第169号)第2条第1項第5号

に規定する認定の申請が受理されたとき。

- 2 甲及び丁は、甲が前項の各号のいずれかに該当したときは、直ちに、乙に通知することとする。

第6条 質権の実行は、丙が個別に行うことなく、丁のみがこれを行うこととする。

- 2 丁は、質権を実行しようとするときは、あらかじめ、甲に対し、次に掲げる事項を丙の個人別に記載し、かつ、丙の承認印が押印された書面の作成及び交付を請求することとする。

- (1) 質権の実行時における貯蓄金の元金の額
- (2) 別冊労働者名簿の担保極度額の欄に記載された額
- (3) 第1号又は前号のいずれか少ない額(以下「被担保額」という。)

- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく、当該書面を作成し、被担保額を合算した額を記載の上、これに署名押印して、丁に交付することとする。

- 4 丁は、前項により交付を受けた書面に署名押印の上、これを乙に提出し、乙に対して、保護預けしている<債 券>を払い戻し、当該<債券を償還又は>売却した上、当該書面に記載された被担保額を合算した額の金銭の交付を請求することとする。

第7条 甲の行方不明その他やむを得ない事情により甲が前条第3項の手続を行うことができないときは、丁は、当該事情を明らかにした書面及び前条第2項に掲げる事項が丙の個人別に記載され、かつ、丙の承認印が押印された書面(以下、本条において「請求書面」という。)を作成し、署名押印の上、これに預金通帳その他預金債権を証する書面を添えて乙に提出し、当該請求書面に記載された金銭の交付を乙に対して請求することとする。

- 2 乙が前項により請求を受けたときは、丁に対し、必要に応じ、預金元帳その他の資料の提出を求めることができることとする。

第8条 乙は、第6条第4項又は前条第1項の請求があつたときは、当該<債 券>を払い戻した上、当該<債券を償還又は>売却し、丁に当該金銭を交付することとする。

- 2 乙は、前項の交付後に残額があるときは、当該残金を甲へ返還することとする。

第9条 乙は、第6条第4項又は第7条第1項により丁から提出された書面その他この取引に係

るいつさいの書類に押印された甲又は丁の印影が本約定書に押印された甲又は丁の印影と相違ないと認め、当該書面の記載内容に従い金銭の交付等を行ったときは、その取扱いに関するいつさいの責任を免れることとする。

第10条 丁は、第8条第1項により当該金銭の交付を受けたときは、直ちに丙の受領すべき金銭を丙の指定する金融機関の預貯金口座に振込む方法により配分することとする。

第11条 甲及び丁は、乙から請求があつたときは、本約定による被担保債務について遅滞なく報告し、又は、必要な資料を提供することとする。

第12条 本約定による質権の存続期間は、昭和 年 月 日までとする。

本約定による質権は、その期間が満了したときに消滅することとする。

その期間満了前に新約定が締結されたときも同様とする。

2 前項にかかわらず、その期間内に甲が第5条第1項各号のいずれかに該当したときは、前項の期間の満了後3カ月を経過した日までに第6条第4項又は第7条第1項の請求を行うこととし、この請求がないときは、本約定による質権は消滅することとする。

第13条 本約定による質権が消滅した場合には、すみやかに丁は、甲の作成した質権消滅を証する書面を添え、乙に対し保護預けした<債 券>
受益証券の払戻しを請求し、その払戻し

を受けたときは、当該<債 券>
受益証券をただちに甲に返還しなければならないこととする。

第14条 甲は、甲と丙との間における貯蓄金管理に関する協定に基づき、甲が丙に対して負担する貯蓄金の元金の払戻債務の履行を確保するため、本約定のほか、丙のために他の保全措置を講じているときは、その契約の明細を乙に通知することとする。

将来、丙のために他の保全措置を講じたときも同様とする。

第15条 本約定書は、正本1通及び副本2通を作成し、正本は丁が保管し、副本は甲及び乙がそれぞれ1通を保管することとする。

(別冊)

<債 券>明細書
<受 益 証 券>

<債 券>の種類 <受 益 証 券>	回 号	券 面 額	枚 数	<債 券> 番 号 <受 益 証 券>	<付 属 利 札> <付 属 収 益 金 交 付 票>

(別冊)

勞 働 者 名 簿

昭和 年 月 日

氏 名 ㊦	住 所	担保極度額(単位円)
計 名		計 円

上記のとおり相違なきことを認めます。

昭和 年 月 日

会社(甲)住 所

氏名又は名称

㊦